

〈研究資料〉

年金引下げと高齢者の年金受給権保障（2）

——金沢地方裁判所における年金引下げ違憲訴訟（平成 27 年（行ウ）第 5 号，平成 29 年（行ウ）第 7 号）に係る証言記録——

田 中 明 彦

目 次

I はじめに

II 原告代理人による主尋問

1 所属と専攻

2 憲法 25 条と年金制度，生活保護制度

3 物価スライド制，完全自動物価スライド制について

4 2000 年度物価スライド特例法から 2012 年年金改正法による「特例水準」解消までの 10 年間の動向

5 2012 年年金改正法について（以上，「年金引下げと高齢者の年金受給権保障（1）」に掲載）

6 憲法 25 条と立法裁量における判断過程統制型審査

7 裁判官に訴えたいこと

8 2012 年年金改正法と憲法 14 条違反

III 被告代理人による反対尋問

関係条文

「年金引下げと高齢者の年金受給権保障（1）－金沢地方裁判所における年金引下げ違憲訴訟（平成 27 年（行ウ）第 5 号，平成 29 年（行ウ）第 7 号）に係る証言記録」では，「I はじめに」，「II 原告代理人による主尋問」の「1 所属と専攻」，「2 憲法 25 条と年金制度，生活保護制度」，「3 物価スライド制，完全自動物価スライド制について」，「4 2000 年度物価スライド特例法から 2012 年年金改正法による『特例水準』解消までの 10 年間の動向」，「5 2012 年年金改正法について」までを掲載した。本稿では，「II 原告代理人による主尋問」の「6 憲法 25 条と立法裁量における判断過程統制型審査」，「7 裁判官に訴えたい

こと」，「8 2012 年年金改正法と憲法 14 条違反」，「III 被告代理人による反対尋問」，「関係条文」について掲載することとする。

6 憲法 25 条と立法裁量における判断過程統制型審査

（1）2012 年年金改正法の減額調整において考慮すべきであったのに考慮されなかった事項

原告ら代理人飯森

私の方からは今回，年金減額が憲法違反ではないかということを訴えてるわけなんですけれども，裁判所が憲法判断をするに当たって幾つかの視点があるんで，それに関係して今までお話をされたものを振り分けるという作業に入ります。どういう意味かというところ，原告らは 2012 年の改正法によって年金が減額されたことの違憲性，そして政府，厚生労働大臣が翌年，同法に基づき行った減額改定が裁量権を逸脱するもので違法であるというふうに原告らは主張しております。そのことを明らかにするために法律が成立，施行された当時，まず 1 つとして国会，政府において考慮すべきであったのに考慮されなかった事項があるのではなかろうか，あるいはそうではないのか，2 つ目は過大に評価された事項についてあるのではないかと，あるいはそうではないのかということを主張しております。それについて今ほど述べられてきたことについて簡単に振り分けていきたいと思えます。まず，2012 年の減額調整において考慮すべきであったのに考慮されなかった事項があるのではないかとということでお聞きます。まず

確認したいのですが、この法改正に際して年金制度は先ほど証言されましたように憲法 25 条に基づく最低生活保障、従前の生活水準維持保障、言い換えると人間の尊厳にふさわしい生活の保障、それらに対する国民の信頼であることの意義が十分でなければならなかったと思いますが、この当時の国会においてその点がきちんと議論されてたのでしょうか。

非常に審議時間が短いことでして十分に議論されておきませんが、ただし基礎年金のですね、基礎的生活保障とかですね、との関係、あるいは年金の水準との関係で一定の議論がされました。

具体的にはどういうことでしょうか。

1つは基礎的生活部分というのがですね、国の基礎年金の根拠になってますけども、その中に基礎的な生活を営む上で不可欠な保健医療費が含まれていない。その結果ですね、当時基礎的生活部分に保健医療費は入っておりませんので、その分低くなってるからその分を実現する必要があるというような意見が出ました。またですね、高齢者に生活保護を受けてる人が多い。それはどういう問題なのかということが言われました。少しそのことに対して三井厚生労働大臣等の答弁ですけども、憲法 25 条 1 項というのが立法裁量なので基礎的生活部分について保健医療費が含まなくても裁量の枠内だということ、またですね、貯金があるから大丈夫だろう、そういう説明をされておりました。ただですね、高齢者が生活保護を受ける人が多いということについてはそうならないようにしていけないといけないという点は注目されます。それ以外にもありまして、これは継続審議になった時のことなんですけど、今のところもそうなんですけど、確か田村智子議員の質問だったと思いますが、そもそもですね、増税をして、消費税の増税、2014 年から 5 パーセントから 8 パーセント引き上げるとやりながらですね、結局年金の方も 2.5 パーセント引き下げるとするのは問題だということ、そして実はこの間ですね、2012 年の改正までの 10 年間

で年金は 2.2 パーセント引き下げられてるということ、そして特例水準という表現をして飽くまでもらいすぎてるというふうに言ってるのは問題であるということ、さらにここは大事なところなんですけど実際にどれぐらい高齢者の生活が大変になったのかというのを試算されてるわけです。それはですね、大体、夫婦で月 25 万円もらってる人の例が出ておりました。この 10 年間でですね、増税、そして介護保険料、国民健康保険料等の引上げによってですね、結局年金はですね、年間 28 万円減ってる。いわば 1 か月以上分が 10 年間で減ったということですね。その要因として消費者物価指数にはですね、増税分であつたりとかですね、社会保険料の引上げ分が反映されてない。いわば高齢者の生活実態に反映してないものではないかというような意見が出されました。それに対して政府側の大臣等の答弁ですけども、あるいは年金局長とかですけども、そういうことはありますというふうに認めながらも結局毎年 1 兆円の負担が増えてるので先送りすることができないという形で法的な性格とかを踏まえなくて引き下げたということです。もう一つ、福島みずほ議員の質問がありました。基礎的生活ということが基礎年金の根拠だと、これは政府が何回も答弁してるんですけども、そのことを踏まえて当時 7 万円、月額、でも満額でも基礎年金は 6 万 5000 円程度で足りない、だからそこまでね、ちゃんとやらないといけないんだという意見を出しておりました。そして、さらにですね、消費税は 8 パーセント、10 パーセントになっていく。そして、年金額は 2.5 パーセント引き下げる。そして、代替措置として年金生活者支援給付金、5000 円になりました。5000 円やったとしても到底 7 万円にはたどり着かない。これは満額を受けてる人が 5000 円ですから、それに満たない人はもっと減らされるということです。そういう問題点が指摘されました。それに対して年金はですね、年金のみで老後の全てを賄うものではなく、貯金もある

でしょう。福島みずほ議員は、いやいや、ない人もたくさんいる、非正規も増えてる、そういうものをどう考えるんですかということを行いましたけども、政府側の答弁は年金は全て賄うもんじゃないからいいんだということで、いわばきちんとした法的な議論ですね、憲法的価値に関わる問題ですね、そういうことを議論しないでむしろ財政が大変なんだ、後世代に負担を回しちゃいけない、それに終始していたということです。

次に、その物価が下落したということの原因として2012年の年金減額になっていくわけなんですけれども、物価が下落したからといって年金減額をしていいのかという議論、先ほど証言されてましたけれども、基本的には物価スライド制は先ほどのお話だと物価が下がったからといって年金を下げるというものでは本来はないと。

そうですね。実質的価値を維持するために、そのとき採用されたのは消費者物価指数であるわけですが、それが絶対的なものじゃないというのがあってと思います。それを配慮したのが、考慮して据え置いたのが正に2000年度から2002年度の物価スライド特例法であったわけです。可処分所得が低下をしてるという事実ですね、それを踏まえて据え置いたと。

その1999年度から2001年度の間に物価というものが下落していった際に、その特例法を使って物価下落に連動せず年金額は維持するというふうな特例措置が取られてたわけですね。

はい。

こういう経過は先ほどの御説明だと、1つは年金受給者の生活というのがあると、もう一つは景気の問題に影響するんだというふうな2つが大きいんですね。

はい、そうです。

こういう点が確認されたのかどうか、物価が下落したからといって年金は下げていいんだという簡単な話じゃないよということがそれまで議論されて特例法なんかでできてたわけなんです

けれども、この2012年の改正、そして年金を減額するという判断に行くわけなんですけど、その際にそういう過程はきちんと議論されたんでしょうか。

経緯自体は小宮山厚生労働大臣は認めるんですが、認めながらも結局、毎年1兆円増えるところとか現役世代に配慮しないといけないとか年金財政のこと考えないといけない、そしてマクロ経済スライドをやらないといけないという、いわば国民年金法の1条と厚生年金法1条の目的規定ですね、もう少し具体的に分かりやすく言いますと、基礎年金の最低生活保障の性格や厚生年金の従前の生活維持保障というそういった観点を無視してなされたということです。

物価が下落しても年金は下げないんだと、それで持つのかという議論が1つあったと思うんですけど、先ほどそれ証言されてなかったかもしれないんで確認したいんですが、その議論は先生はどういうふうにお考えなのでしょう。

こういうところはきちっと国会で議論されておりません。実際に坂口厚生労働大臣が年金制度が大きく揺らぐことがないと言ってますし、宮路副大臣だったと思いますけども負担が将来先送りすることがないというふうに明言をされてるわけです。そして、念のためという形で附則2条を作りまして、そして、2004年の改正法附則7条、基礎年金についてですけども、そのことによって物価が上昇する中で解消するという形にされてるわけです。

その部分なんですけども実際にその物価の変動に対応して、そのいわゆる特例水準というのは縮小したということはあったんでしょうか。

はい、ありました。2009年度には0.8パーセントまで接近をしました。

そうすると、そういう事実があるんだということであれば、物価の上昇を待てばいいという考え方があったと思うんですけども、それは2012年の法改正のときには議論されたんでしょうか。

もう直ちにやらないといけないと、高齢者に

負担があるので3年間でやれば少し軽減されるでしょうという程度のものであります。可処分所得が低下する中での高齢者の生活実態についてきちんと議論がされたのかということをお聞きしたいんですが、2012年の年金減額の際ですけれども、高齢者の生活実態はどのようなものであったかということ、これ相対的貧困率から説明ができるようですがちょっと説明いただけますか。

相対的貧困率は、OECDが、先進国が採用してる基準でありまして、いわゆる先進国において社会的な標準的な生活を営めない人をそれを相対的貧困というように呼んでおります。具体的にはどういう形で測定をするのかということですが、OECD、経済協力開発機構の基準ですけれども、世帯の等価可処分所得というのをまず求めます。可処分所得がありますね。世帯人数によってですね、使えるお金が変わってきますので、世帯人員によってですね、平方根ですね、4人世帯では2で割りますね。そういう形で等価可処分所得というのを出します。そして、所得が低い順に順番に並べていきまして、中央値、一番高いところの半分ですね、半分のところを貧困線とします。それ以下の者を相対的貧困者、あるいはそれ以下の者の人の割合を相対的貧困率というふうに定義されてるところです。先生の意見書の中では相対的貧困率は16.1パーセントであったということなんですが、これは分かりやすく言うとうどん状態なんですか。

大体6人に1人が標準的な生活を営めないというですね、貧困状態にあるということですね。これらの高齢者の所得を具体的な金額でいうと、どういうことになるんでしょうか。

政府が公表してるんですが2012年ですね、国民生活基礎調査による推計ですけれども確か122万円、月額でいいますと10万円ちょっとという基準です。これが貧困線、それ以下の者は相対的貧困状態にあるということになります。

その意味は多くの高齢者は社会の標準的生活が保障されていないというふうな理解でもよろしいわけですか。

はい、そのとおりです。そのための指標が相対的貧困率という指標であるわけですからそのとおりです。

ちなみに生活保護を受けている人々の中で高齢者はどれぐらいの割合だったんでしょう。

この当時ですね、意見書に書きました当時ですと、生活保護を受けている人の世帯類型の半分が高齢者世帯であったということです。そうすると2012年と、年金を減額させるということの影響は極めて大きかったと理解してよろしいですね。

はい、極めて大きかったことは間違いありません。

そのことがこの2012年の法改正のときに議論されてたんでしょうか。

いえ、されておりません。

それから、積立金の活用が先ほど出てきましたけれども、これについてこの法改正の際に議論はされてたんでしょうか。

全くされておりません。

それから、今回の年金の減額なんですけれども、これは受給者全員に一律に2.5パーセントのカットということになるわけなんですけれども、こういう個別事情を踏まえて議論しなくちゃいけないんだというふうな議論はされてたんでしょうか。

もともとはですね、だから社会保障審議会年金部会に案を提案したときは最低保障年金、そして老齢基礎年金の平均額5万4000円と7万円の差額の1.6万円を年金に加算をするという前提で制度設計が作られたわけですね。ところがその2つの代替措置が取られずにやられたと。

代替措置、先ほど述べられたところですが、そうすると、小まめにその影響が大きい人に対して手当をするということは本来は年金減額をさせるにしてもそういう手当があるべきだったんですね。

はい、それ前提だったわけですね。だから、

あの年金部会でもそういうことがおおむね了承されたという経緯があると思います。ただけでもその2つの代替案は実行されなかったということなんですね。

はい、そうです。

そうすると、結果的には個別事情は考慮しないということになるわけですか。

はい、そうです。ですから本当は基礎年金については下げるんだけど更に上回る7万円を保障するんだという前提があったものが、それがなくなりまして低いまま減額された、代替措置がないまま減額された。

そうすると、そういうことがされることによって年金受給者が受ける影響は極めて大だというふうになるわけだとすれば、当事者の意見を聞くという手続がこの国会の審議においてあってもよかったと思うんですけども、その点はどうかだったんでしょうか。

当然なされるべきだったんですが全くなされておりません。

当事者のかたがたから意見を聞くということはなかったの。

はい、ありませんでした。

あるいは学識経験者から意見を聞くということはあるんでしょうか。

年金部会で一定はされておりますけども国会ではされていません。

公聴会、地方公聴会とかそういうものは開かれてたんでしょうか。

開かれておりません。

ちなみにどれぐらいの時間議論がされてたんでしょう。

2012年の改正法案自体は180回国会ですね、2012年2月に提出されて、継続審議になりまして修正案が出まして秋の臨時国会です。実質の審議はですね、委員会で審議するもんですから厚生労働委員会というところですけども、衆議院に関しては開会から散会までというですね、時間合わせても確か3時間20分程度、参議院の厚生労働委員会は大体1時間10分程度と、これ開会から散会ですから質疑の時間はもっと短いです。合わせてで

すね、開会から散会ですけどもこれで終わりますまでですね、5時間半、僅かですよ、それしか議論をしていないと。これだけ国民に大きな影響を与える、今年金を受けてる人もそうですし、将来の世代に対しても減額された年金が支給されるという大きな影響あるにもかかわらず僅か一日で、修正案についてはそれぞれ委員会一日で極めて短い時間で審議がされた、手続上も非常に大きな問題があったというふうに考えております。

(2) 2012年年金改正法の成立・施行時に、国会・政府において過大に評価された事項

では次に、その国会の審議において過大評価された事項はないのかという点についてお聞きします。消費者物価指数については先ほど触れられたんですけども、これについては生活実態に合っていないんじゃないかということでしたね。

はい。

これは国会ではどれぐらい重視されてしまったんでしょうか。

そのことについて通常国会のときに高橋千鶴子議員が質問をして、そして継続審議の181回の国会のときに確か田村智子議員ですかね、がそのことについて発言をしています。具体的な例を出してですね、増税分であるとか、そして社会保険料の引上げの分が物価に反映していないということ、さらには高橋千鶴子議員の質疑ですけども大型家電ですね、テレビが31パーセントぐらい下落をした、冷蔵庫が25パーセント近く下落した、そういう形で物価自体は下がってるけども可処分所得は低下をしてるんだと。具体例として実際に10年間で可処分所得は月3万円ぐらいですね、減少してるんだというようなものがありましたけども、そのことについて1兆円の負担を先送りしてはならないという形で簡単に切り捨てられたということです。

それから、その特例水準を解消しないと年金制度が持続できないという議論があって、それは先ほど、先生の御証言だととんでもない話だということだったんですね。

はい。

これは2012年の国会でもまた議論されてたわけですか。

これがですね、大事な論点ですけどもされておられません。

もともと坂口さんですか、公明党のかたが大臣をやられたときに全然そんな問題ないというふうなことを発言されてたわけですね。

はいはい。

そういうふうな認識が国会の中ではなかったわけですか。

そうですね。少しありました。ごめんなさい、思い出しました。野党の議員からですね2012年の改正案の前提としてですね、物価スライド特例法ですね、そのことについて現役世代と高齢者の両方に配慮してやったんだと、でもしかるに2012年の改正法は高齢者のみを配慮して下げなかったんだという説明をして、現役世代の負担を増やしてる、付けを回してるという答弁がなされた。その点では少し議論がありましたけども、きちんと質問に対して大臣が答えたものではなかった。十分な議論にはなかったということです。

例えば、積立金が相当あるわけですね。

はい。

そういうことを踏まえても年金の持続性は可能であった、全然心配はなかったというふうに理解してもよろしかったわけなんですか。

はいはい。積立金、その当時120兆円ありましたし、そして運用益ですね、年金特別会計に納付したというのが2013年度で、先ほど言った2.1兆円、そして2014年度でいいますと3.3兆円やってるわけです。1兆円を上回る運用益が生じてたわけです。そして、この年金部会で審議されたそのときですね、事務局、年金課長の説明で出した文書を見ますとですね、年金財政は悪化をしていない、そして少子化についても予想よりも2009年の財政検証のときよりもいい数字が出てるという前提があったというものが出てます。そういう状況にもかかわらず財政危機を理由にして引き下げたということです。

財政危機というのは過大にあおられた状況だったということでしょうか。

はい。具体的な立証はされてません。この2.5パーセント据え置くことによってどの程度ですね、年金財政に大打撃を与えるのか。1兆円ということとでとか言ってるだけです。そうしないと年金がパンクしてしまう、破綻してしまうみたいな、言ってみればそういうニュアンスに近いような表現でした。でもそういうことについての具体的な数値を示した立証は出されていないわけです。むしろ私が言ったように年金の積立金、巨額な積立金、そして運用実績を考えますと十分に対応できたというふうに考えられるわけです。

それから、マクロ経済スライドの発動のためには減額が必要であったという議論なんですけれども、これは先ほどの先生の御証言だと誤った理解だということですね。

はい。

国会ではどういう議論になったんでしょう。その点は解明されたんでしょうか。

いや、もうとにかく後世代に負担を先送りしないようにすぐにマクロ経済スライドを発動させないといけない、そういう主張にですね、政府側は終始しておりました。

そうすると、そのマクロ経済スライドの発動が大事ということも過大に評価されてたんじゃないかという理解でよろしいわけですか。

そうですね、はい。一番大事な価値はやっぱり健康で文化的な最低限の生活、そして従前の生活水準維持するというものですけども、そういうことについては全くとっていいほど議論されておられません。

(3) 2012年年金改正法の憲法25条違反

先ほど御証言されたところでは今回の年金減額については先生の御意見としては憲法違反であると。

はい、そのとおりです。

25条に違反するということでしたね。

はい、そう言わざるを得ないと考えてます。

7 裁判官に訴えたいこと

特に裁判官について何か訴えたい点があったら最後にお話してください。

これは正に生存権というですね、日本国憲法の眼目的な人権条項に関わる裁判、正に人権裁判です。そして、2016年の5月2日、憲法記念日に向けての寺田逸郎前最高裁判所の長官の談話があります。それを少し私は紹介させていただきたいと思います。裁判においてはですね、判断の適正さはもちろんですけども結論に至るですね、理由について納得できる程度のものであるか、そして手続的な保障に欠けるものではないか、そういうことをしっかり踏まえないといけない。そして、その上でですね、日本国憲法というものの価値は法の支配であると。その役割を果たすのが裁判所の職責である。国民の期待を踏まえてそういうことに裁判所としては取り組んでいきたいという正に憲法記念日の談話にふさわしい発言をされております。ぜひ金沢地裁の裁判官の皆様がたにはその点をしっかり踏まえてですね、判断をしていただきたいというふうに思います。以上です。

8 2012年年金改正法と憲法14条違反

原告代理人鳥毛

2012年改正法の適用は一律に適用されるんですね。

はい、そうです。

ただ年金、月10万もらってるかたも5万もらってるかたも3万もらってるかたも一律ですね。

はい。

そうすると、低年金者に対する打撃が非常に大きいと先ほど証言されたと思うんですがそうですね。

はい、そのとおりです。

そうすると、打撃の程度から見るとちょっと差別的な対応になっちゃうんじゃないかと思うんですがそのとおりでしょうか。

はい。法の下での平等の観点で差別の問題が生じるというふうに思います。

それから、マクロ経済スライドのお話があったんで確認しますが、マクロ経済スライドというのは先生の意見書なんかを見ると、年金額をもう恒常的に低下させる制度だということでしたね。

はい。50パーセント下限が付いてますけども、所得代替率の50パーセントまでは引き下げるといいます。

現在、所得代替率は60数パーセントあるけれども、マクロ経済スライドを発動させることによって50パーセントまで引き下げることができるといいう制度ですね。

はい。

ということはその間、二、三十年の間に実質的には15パーセント前後の低下を予定してるといいうふうに理解してよろしいですか。

はい、そのとおりです。

先ほど、積立金の活用というふうに言われましたけども、もし2000年度から2001年度、2002年度の据え置かれた2.5パーセントを積立金の活用によってしのぐとすると、それは半永久的な積立金の活用になるんですか、それとも一時的なものですか。

これは一時的なものです。2012年の改正法がなければですね、物価が上昇する中で解消しますから、もう少し長いスパンで、また解消しますから、解消された以後は年金の積立金を取り崩したりとか運用益を使うということはありませぬので、飽くまで一時的なことですよ。

ですから十分にその程度の積立金活用ということも十分に考えられてよいということになりますか。

はい、本来は考えるべきであったというふうに考えております。

Ⅲ 被告代理人による反対尋問

被告指定代理人岡部

まず先ほど御証言なさった相対的貧困率という考え方というか概念の整理なんですが、おっしゃりましたように所得と世帯人数ということで数字をはじき出すということですね。

はい。

そうしますと、資産、これが考慮には入っていないということになりますね。

はい。

甲第 82 号証を示す

7 ページのところに貯蓄残高ゼロ世帯の割合の増加という記載部分がございます、ここに関連してちょっとお聞きしたいんですが、ここに金融資産を保有していない世帯、すなわち貯蓄残高ゼロ世帯の全世帯に占める割合が増加しておるといような記載がありまして、そこに数字としましては金融広報中央委員会の家計の金融行動に関する世論調査というものの数字が引かれておるんですが、4 のところの本文の 6 行目ですかね、金融広報中央委員会の家計の金融行動に関する世論調査というのがありますね。この調査なんですけども、この調査ではこの金融資産というのは商業、工業や農林、漁業等の事業のために保有している金融資産やそれから預貯金で日常的な出し入れ、引き下ろしに備えている部分等は除くというふうにされていたんではないんでしょうか。

正確にはちょっと原文見ないと分からないんですが、要は。

分からないなら分からないで結構なんですが、結論としては。

自由に使える以外の貯蓄というのを前提にしてるとというのが国側の、被告側の説明ですから、そういうものがないというような形で引用しているわけです。

以上

関係条文

日本国憲法

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

国民年金法（昭和 34 年 4 月 16 日法律第 141 号）

（国民年金制度の目的）

第 1 条 国民年金制度は、日本国憲法第 25 条第 2 項に規定する理念に基き、老齢、障害又は死亡によつて国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によつて防止し、もつて健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする。

（年金額の改定）

第 4 条 この法律による年金の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるため、速やかに改定の措置が講ぜられなければならない。

厚生年金保険法（昭和 29 年 5 月 19 日法律第 115 号）

（年金額）

第 43 条 老齢厚生年金の額は、被保険者であつた全期間の平均標準報酬額（被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額に、別表各号に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率（以下「再評価率」という。）を乗じて得た額の総額を、当該被保険者期間の月数で除して得た額をいう。附則第 17 条の 6 第 1 項及び第 29 条第 3 項を除き、以下同じ。）の千分の 5.481 に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて得た額とする。

2 老齢厚生年金の額については、受給権者がその権利を取得した月以後における被保険者であつた期間は、その計算の基礎としない。

3 被保険者である受給権者がその被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過したときは、前項の規定にかかわらず、その被保険者の資格を喪失した月前における被保険者であつた期間を老齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、資格を喪失した日（第 14 条第 2 号から第 4 号までのいずれかに該当するに至つた日にあつては、その日）から起算して一月を経過した日の属する月から、年金の額を改定する。

生活保護法（昭和 25 年 5 月 4 日法律 144 号）

（この法律の目的）

第 1 条 この法律は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

（保護の補足性）

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務

者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。